佐渡市教育委員会学校教育課長

## 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う 学校における基本的感染対策の考え方について

これまで新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係り、保護者の皆様には多くの場面においてご理解とご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

令和5年5月8日より、感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されることに伴い、新型コロナウイルス感染症の学校における基本的感染対策の考え方を以下のとおりとします。ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

## 1 基本的な感染症対策と今後の考え方について

(1) マスク着用について

これまでどおり、着用は個人の判断にゆだねることを基本とします。

(2) 手洗い等の手指衛生や換気について

新型コロナウイルス感染症等への基本的感染対策として有効であるため、場面や状況に応じて推奨します。

(3) 「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」について

地域や学校等において新型コロナウイルス感染症が流行している場合は、一時的に活動場面に応じた対策を講じることがあります。

## 2 児童生徒が新型コロナウイルス感染症にかかった場合について

(1) 出席停止となる期間について

特に発症後5日間が他者に感染させるリスクが高いことから、<u>発症した後5日間を経過し、</u>かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは出席停止となります。

なお、発症日は0日目です。また、無症状の場合は、検体採取日が0日目になります。

※別紙「新型コロナウイルス感染症による出席停止期間と登校連絡票提出のお願い」参照

(2) 5月8日以降の「濃厚接触者」の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス患者の「濃厚接触者」として特定されること はなく、外出自粛は求められません。ご家族が新型コロナウイルス感染症に感染したとしても、 お子さんは学校に登校することができます。

(3) 検査結果の学校への連絡について

お子さんが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、保護者は学校へ連絡をお願いします。 また、回復して登校させる際には、別紙「新型コロナウイルス感染症登校連絡票」を学校へ 提出してください。

(4) 出席停止解除後について

発症から10日目を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

また、学校では、児童生徒等の間で感染の有無やマスク着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。

## 3 家庭での健康観察について

ご家庭での朝の健康観察は継続し、発熱や咽頭痛、咳等がある場合は、登校を控えていただくようお願いします。

なお、アレルギー疾患等の症状と区別することが困難な場合もあることから、迷う場合は、 学校と相談してください。

また、これまでお願いしていた健康観察表を学校に提出する必要はありません。